

平成23(三)第29号 仮処分命令申立事件

債権者 A1ほか13名

債務者 郡山市

債権者最終準備書面

2011年 9月 9日

福島地方裁判所郡山支部 御 中

債権者代理人	弁護士	神 山	美 智 子
同	弁護士	安 藤	雅 樹
同	弁護士	安 藤	絵 美 子
同	弁護士	笠 原	一 浩
同	弁護士	菅 波	香 織
同	弁護士	越 前 谷	元 紀
同	弁護士	柳 原	敏 夫
同	弁護士	井 戸	謙 一
同	弁護士	斎 藤	利 幸
同	弁護士	福 田	健

目次

第1、はじめに	1頁
第2、債務者準備書面(1)に対する反論	
1、「第2 申立の趣旨について(求釈明)」について	3頁
2、「第3 保全の必要性」について	3頁
3、「第4 被保全権利が認められないこと」について	9頁
第3、債権者の主張	
1、問題の所在	11頁
2、チェルノブイリ事故との比較	11頁
3、アルファ線、ベータ線を発射する核種(放射性物質)の放出と汚染	15頁
4、外部被ばく(3月11日以来現在まで)	18頁
5、終わりに 債務者の答弁書について	22頁

債権者らは、次の通り、債務者準備書面(1)に対する反論等を準備する。

第1、はじめに

本件申立で問われている問題は、表向きどのような理屈を取ろうが、畢竟、それは未来ある子供の命を取るのか、それともお金を取るのかという価値判断に帰着する。

しかも、本件は低線量(低レベル)放射線の被ばくの問題である。そのため、今ここですぐに命の危険が明らかにされる訳ではない。その上、我々の日常感覚を通じては低線量放射線の危険を察知することもできない。低線量被ばくのメカニズムを目で見ることもできない。まさに、「放射能は見えない、臭わない、味もしない、理想的な毒」(「人間と環境への低レベル放射能の脅威」の著者アーネスト・スターングラス博士)である。

その結果、放射能のこの特質に目をつむるとき、そこまでお金(財政的負担)を

かけて避難することはないのではないか、という判断に傾くことは容易である。しかし、これは「目をつむれば世界は消える」という虚偽の判断にほかならない。その行為は、現実から目を背けて無実の子供らの命を奪うという意味で、32年前、低線量放射線被ばくの研究で知られる「人間と放射線」の著書ジョン・ゴフマン博士が指摘した次の言葉通り、「殺人そのもの」である。

《私は、自分がこれらの活動への警告をもっと何年も前に発するために努力しなかったという過ちを、正当化することはまったくできない。原子力の生物学的な面で訓練を受けた、少なくとも数人の科学者たちは、我々のとんでもない過失と無責任さによる人道に反する罪で、ニュールンベルグのような裁判にかけられる候補者である。今や我々は、低線量放射線のリスクを知っている。我々の罪は実験レベルではなく、殺人そのものなのである》¹

福島県はいま低線量放射線被ばくの脅威にさらされている。この現実を目を向ければ、このままでは債権者らをはじめとする福島県の子供たちに、将来、深刻な放射線の健康被害が発生することは確実である。

本書面では、低線量放射線被ばくの原点に帰って、現在、債権者らが置かれている危険な状態という現実を主張・立証するものである。

第2、債務者準備書面(1)に対する反論

1、「第2 申立の趣旨について(求釈明)」について

前回の審尋期日における意見交換により、債務者は、求釈明を撤回したものと理解する。もとより、債権者らの「申立の趣旨」が充分特定されていることは明らかである。

2、「第3 保全の必要性」について

(1)、「債権者らが受ける放射線量について」について

ア、債務者は、平成23年6月及び7月に実施されたモニタリング結果に基づき、債権者らが通う各小中学校では、学校滞在中の被ばく量は1時間あたり0.08 μ Sv ~ 0.20 μ Sv であり、学校滞在時間(1日8時間)における年間推計被ばく量は、0.13 mSv から0.16 mSv にとどまると主張する(2頁)

しかし、上記モニタリングとそこから導かれた年間推計被ばく量は、以下の理由で不適切というほかない。

第1に、乙10によれば「児童生徒の行動を代表する」者として教職員を選び、彼らに積算線量計を携帯させて測定させたものであるところ、「子供」が校庭で過ごす時間帯も「教職員」はコンクリートの校舎内で過ごすことが多いのが実態であるから、上記モニタリング結果は、子供の被ばく線量の過小評価につながるというほかない。実際にも、NHKの8月28日 ETV 特集「ネットワークでつくる放射能汚染地図 3 子どもたちを被ばくから守るために」²でこれが明らかにされた。すなわち、上記番組では福島市と郡山市の間に位置する二本松市で、家族一人一人にポケット線量計を携行させ、積算の外部被ばく線量を測ったところ、小学生の兄妹の外部被ばく線量の1週間の積算値は、部活動で野球をする兄は73マイクロシーベルト、バスケットボールの妹は65マイクロシーベルトとなった。これは1時間あたりに換算すると、

兄 $73 \div (24 \times 7) = 0.43 \mu\text{Sv/h}$

妹 $65 \div (24 \times 7) = 0.39 \mu\text{Sv/h}$

で、上記モニタリングの値より2~5倍以上も高い。

第2に、たとえ上記モニタリング結果を前提としても、次のとおり、債権者らが通う各小中学校及びその自宅等は、子供にとって充分危険な環境であることは明らかである。

すなわち、被ばく量は、子供の生活を総体として捉えなければならない。学校滞在

¹ 「人間と環境への低レベル放射能の脅威」242頁。

² <http://www.nhk.or.jp/etv21c/file/2011/0828.html>

時間が8時間であるとすれば、子供たちは、16時間を戸外及び自宅（多くは木造住宅である）で過ごすことになる。上記の学校滞在中の被ばく量は、教職員が携帯した線量計の数値に基づくものであるから、コンクリート建物内での被ばく量と推定できる。そして、原子力安全委員会の「原子力施設等の防災対策について」（甲6）によると、浮遊放射性物質のガンマ線による外部被ばくの低減係数は、屋外を1とすると、木造家屋0.9、大きなコンクリート建物（扉及び窓から離れた場合）0.2とされている。これを前提に、子供たちは、登校日は、登下校に1時間を要し、帰宅後は自宅から出ないものと仮定し、休日は、1日に3時間を戸外で過ごし、その他の時間は自宅ですごすものと仮定して、年間の被ばく量を推定すると、次のとおり、2.5mSV～6.3mSVとなる。

(ア) 学校滞在時間の被ばく線量が0.08μSVの学校に通う子供の場合

【(0.08μSV×8時間)+(0.08μSV×1/0.2×1時間)+(0.08μSV×0.9/0.2×15時間)】×200日=1080μSV

【(0.08μSV×1/0.2×3時間)+(0.08μSV×0.9/0.2×21時間)】×(365日-200日)=1445.4μSV

1080μSV+1445.4μSV=2525.4μSV 2.5mSV

(イ) 学校滞在時間の被ばく線量が0.20μSVの学校に通う子供の場合

【(0.20μSV×8時間)+(0.20μSV×1/0.2×1時間)+(0.20μSV×0.9/0.2×15時間)】×200日=2700μSV

【(0.20μSV×1/0.2×3時間)+(0.20μSV×0.9/0.2×21時間)】×(365日-200日)=3613.5μSV

2700μSV+3613.5μSV=6313.5μSV 6.3mSV

なお、木造家屋の低減係数を、仮に、国が甲2において採用した「0.6」としても、次のとおり、子供たちの年間被ばく量推計値は1.9mSV～4.8mSVであって、一般公衆の年間被ばく限度である1mSVをはるかにこえることは明らかなのである。

(ア) 学校滞在時間の被ばく線量が $0.08 \mu\text{SV}$ の学校に通う子供の場合

【 $(0.08 \mu\text{SV} \times 8 \text{時間}) + (0.08 \mu\text{SV} \times 1/0.2 \times 1 \text{時間}) + (0.08 \mu\text{SV} \times 0.6/0.2 \times 15 \text{時間})$ 】 $\times 200 \text{日} = 928 \mu\text{SV}$

【 $(0.08 \mu\text{SV} \times 1/0.2 \times 3 \text{時間}) + (0.08 \mu\text{SV} \times 0.6/0.2 \times 21 \text{時間})$ 】 $\times (365 \text{日} - 200 \text{日}) = 1029.6 \mu\text{SV}$

$928 \mu\text{SV} + 1029.6 \mu\text{SV} = 1957.6 \mu\text{SV} \quad 1.9\text{mSV}$

(イ) 学校滞在時間の被ばく線量が $0.20 \mu\text{SV}$ の学校に通う子供の場合

【 $(0.20 \mu\text{SV} \times 8 \text{時間}) + (0.20 \mu\text{SV} \times 1/0.2 \times 1 \text{時間}) + (0.20 \mu\text{SV} \times 0.6/0.2 \times 15 \text{時間})$ 】 $\times 200 \text{日} = 2320 \mu\text{SV}$

【 $(0.20 \mu\text{SV} \times 1/0.2 \times 3 \text{時間}) + (0.20 \mu\text{SV} \times 0.6/0.2 \times 21 \text{時間})$ 】 $\times (365 \text{日} - 200 \text{日}) = 2574 \mu\text{SV}$

$2320 \mu\text{SV} + 2574 \mu\text{SV} = 4894 \mu\text{SV} \quad 4.8\text{mSV}$

イ、債務者は、債権者が論証の根拠にした甲 1, 2, 4 について種々論難するが(3 頁)、上記のとおり、債務者がその主張の根拠とした乙 10, 11 によっても、債権者の生命、身体、健康が重大な危険にさらされていることが明らかである。

ウ、債務者は、今後、屋外活動の制限、窓の開閉の管理、通学路放射線マップの作成等に取り組むので、債権者らが受ける放射線量はより低くなると主張する(4 頁)。

もとより、子供たちが郡山市内の学校に通っている限り、郡山市が学校や通学路の除染に取り組むのは当然のことである。しかし、一時より低減したとはいえ、未だに福島第 1 原発から放射能の放出が続いていること、本年 7 月 20 日から 8 月 13 日において郡山市が実施した自動車走行サーベイ調査によっても、郡山市のほぼ全域で $1 \mu\text{SV/時}$ の空間線量を記録していること(郡山市ウェブサイト参照)、本年 3 月 12 日から約 10 日間に大放出した大量の放射性物質の内、現在なお残っているのは、半減期が長いセシウム 137 が相当部分を占めると考えられるから、今後の時間の経過によっても、空間線量の顕著な減少は望めないこと等を総合すると、

債務者が主張するような対策では、子供たちの環境の顕著な改善は到底望むべくもないのである。

(2)、「転校の自由があること」について

債務者は、債権者らには転校の自由があると主張する。なるほど、理屈だけで考えれば、債権者らは自由権として転校する自由を有し、誰にも妨げられることはない。しかし、同時に債権者らは社会権として教育を受ける権利を有し、郡山市民として債務者に対し公教育を受けることを要求する権利を有している。それゆえ、債権者らが郡山市に対し教育を受けることを希望するとき、この要求に応え公教育を実施することは郡山市に課せられた憲法上の責務である。そして、その責務の一環として、安全な場所で郡山市の公教育を実施することも当然含まれるものであり、本件ではその責務が問われているのである。この憲法上の社会権に由来する債務者に課せられた責務は、自由権としての転校する自由があるからといって、それを理由に免れるようなものではない。

のみならず、債務者が口にする転校の自由を実際に行使することがどれほど困難を伴うものであるか、以下に述べるように、この自由は多くの勤労市民にとって「絵に描いた餅」にすぎない。

現在、福島県の子供たちの間には鼻血、下痢、喉の腫れ等の健康不安が広がっているが、福島第1原発事故以来、福島県の小中学生のうち県外の学校への転校を申し出た8753人の四分の三程度が「放射能による不安」を理由に挙げているという(甲60・福島民報本年8月24日記事)。放射能は万人にひとしく襲いかかるものであるから、放射能に対する不安も基本的に万人に共通である。従って、その陰には、条件さえ許せば県外の学校に転校したいが、許さないために不安を抱えながら今まで通りの学校施設に通っている膨大な数の子供たちがいるとみられ、債権者らもその中に含まれるのである。

債権者の親たちが自主的にでも避難しようと考えつつ、それができなくてどれほど苦しんでいるかについては、彼等がその心情をつづった陳述書(甲50～51)

債権者の親たちと同様に子供を避難させるか否かで苦しんできた支援者の陳述書（甲52）を熟読されたい。

これらを読むだけでも、現実に自主避難できるのは、経済的裏付け、親の転職先、親族の理解、子供本人の理解、適切な受け入れ先等の諸条件が揃った場合だけであって、実質的に見れば、「転校の自由」などなきに等しい。また、自主避難を決断した親も、決断できないでいる親も、我が子の健やかな成長を心から願いながらも、家族で避難した場合に経済的基盤を根底から失うことになる言い知れぬ不安、家族や周囲の無理解（それ自体、根拠のない安全宣伝をこの間繰り返してきた行政が作り上げてきたものである。）友だちと引き離されることを悲しむ子供や新しい環境に不安を感じる子供に対する切なさ等から、その気持ちは千々に乱れている。だが、基本的人権もなかった戦時中ですら学童疎開が実行されたというのに、基本的人権の尊重を基本原理とうたう現代において、行政は未曾有の非常事態というべき人災（原発事故）で苦しんでいるひとりひとりの個人にそこまで犠牲と苦悩を背負わせるものなのだろうか。自分は我慢しても、未来ある子供たちだけでも集団的に避難して安全な環境の中で教育させて欲しいというのが、親としての切なる願いである。行政がもしこの切実な願いを受け止めることすらできないというのであれば、それは本来公共的な使命を果すことを使命とする行政の自殺にひとしい。

以上のとおり、抽象的に債権者らに転校の自由があるからといって、保全の必要性を否定できるものではない。

(3)、区域外通学について

債務者は、債権者らが区域外就学することが可能であるから、保全の必要性がないと主張する。

しかしながら、もともと区域外就学は、本件のような場合を想定してできた制度ではない。保護者は、児童生徒を、本来、住所の存する市町村の設置する小学校又は中学校に就学させるべきものであり、それができないのは、DV被害が理由で現実に居住している場所で住民登録ができない場合等に限られるのである。現実に、

文科省のホームページを見ても、区域外就学の具体例としてあげられているのは、「母親の特別な事情（DV）による区域外就学」のみである。

よって、区域外就学という制度があるからといって、保全の必要性を否定することはできない。

(4)、仮の地位を定める仮処分は、「債権者に生ずる著しい損害又は急迫の危険を避けるためこれを必要とするとき」に発することができる（民事保全法23条。以下「保全の必要性」という）。

保全の必要性とは、「権利関係に争いがあることによって現に著しい損害を被り又は急迫の危険に直面しており、本案の確定判決があるまで待っていては、回復できない損害を債権者にこうむらせる恐れがあること」をいう（山木戸克己「民事執行・保全法講義補訂2版」有斐閣ブックス265頁参照）。本件においては、本案の確定判決を待っていては、債権者らの健康に回復できない損害を被らせるおそれがあることは明らかである。

もっとも、現在の客観的状态からいえば仮処分の必要性が認められる場合であってもその原因となる行為を債権者自らが行なった場合や仮処分によって除去されるべき状態を債権者が放置していた場合等緊急状態を債権者が自ら招いた場合等という例外的場合には、保全の必要性が否定される場合がある（丹野達「保全訴訟の実務1」酒井書店301頁・313頁注27参照）。しかし、債権者やその親達が置かれている上記の現状を直視すれば、本件が上記例外的場合に当たらないこともまた明らかである。

3、「第4 被保全権利が認められないこと」について

(1)、債務者は、小学校設置基準及び中学校設置基準にいう「特別の事情」とは、小中学校の建物が物理的に使用できない場合をいい、物理的に使用できる以上、「特別の事情」がある場合に当たらないと主張する。

これは、児童生徒の生命、身体、健康に全く配慮しない暴言である。従前の校舎

を使用して教育活動を続けることによって、児童生徒に健康被害を与える具体的危険がある場合、物理的に校舎を使用できない場合と同様に、上記「特別の事情」ある場合に当たると解すべきこと当然であり、そう解するのでなければ、市町村は、児童生徒に対する安全配慮義務を果たすことができないのである。

(2)、債務者は、教育にどの施設を使用するかについては、債務者に裁量があると主張する。

裁量権の存在自体は債権者も争わない。しかし、その裁量権は、児童生徒に健康被害を与えない範囲で行使されなければならない、その意味で、裁量権は羈束されている。本件において、債権者らが現在通っている学校施設で引き続き教育活動を続けることは、上記裁量の範囲を逸脱している。

(3)、債務者は、債権者らに対し、現在通っている学校施設以外の施設で教育活動を実施することは、教育の平等に反すると主張する。

しかし、債権者らは、債権者らだけに特別扱いすることを求めているものではない。現在の生活環境によって生命、身体、健康を損なう具体的危険があるのは、債権者ら以外の児童生徒も同様である。債権者らは、債務者が、学校ごと、あるいは学級ごとに集団で児童生徒を避難させることを望んでおり、少なくとも、希望する児童生徒全員について避難させることを切望しているのである。

一般に、人格権に基づく差止請求は、侵害行為をしている者に対し、侵害行為の差止めを求めるものである。福島第1原発事故の加害者は東京電力及び国であり、債権者らは被害者であり、債務者も東京電力及び国との関係では被害者である。

しかしながら、たとえ侵害行為の発端が福島第1原発事故であろうとも、その後の展開の中で、債務者が、郡山市内の児童生徒を年間積算線量が1ミリシーベルトをはるかに超える環境に晒そうとしている限り、その段階から、児童生徒との関係では、債務者は加害者であると言わざるを得ず、債権者らは、債務者に対し、従来の学校施設で教育活動を続けようとする行為の差止めを求めることができる。

第3、債権者の主張

1、問題の所在

現在、一部には「被ばくの事態は基本的に収束した」という雰囲気が存在している。しかし、この考えの基礎にある事実認識は、現時点における外部被ばく（空中線量）の測定値が徐々に低下している点に根ざしている。しかし、言うまでもなく「被ばくの危険性」は現時点における外部被ばくだけで捉えることはできない。「被ばくの危険性」を真にリアルに、アクチュアルに把握するためには、次のとおり、時間軸と空間軸の両面で、被ばくの危険性を吟味する必要がある。

・ 時間的に、現時点における（微分的に）被ばくの危険性のみならず、3月11日以来のこれまでの放射能汚染の積算として（積分的に）被ばくの危険性を捉える必要がある。

・ 空間的に、外部被ばくのみならず内部被ばくの危険性を考える必要がある。

すなわち、以上の【時間】と【空間】の4つの組み合わせを全て吟味して、初めて「現時点における被ばくの問題」が明らかにされる。このうち、とりわけ内部被ばくに関する吟味が最も重要であるにもかかわらず、世の中ではこの問題を殆ど吟味していない。そこで、以下、重要性の高い内部被ばくについて、これを3月11日以来のこれまでの放射能汚染の積算という観点から吟味する。具体的には、この間降下した放射性物質の集積の値を示す土壌の放射能汚染に着目して検討する。

2、チェルノブイリ事故との比較

(1)、福島原発事故は、原子力安全・保安院による暫定評価によれば、チェルノブイリ事故と並ぶ最悪値の「レベル7」である。従って、福島原発事故による低線量被ばくの危険性（健康被害と避難の必要性）は、チェルノブイリ事故による低線量被ばくの危険性（健康被害の実態や避難基準）と比較検討することにより予測することができる。

(2)、健康被害（その1）

債権者らの住む郡山市の住民が、福島原発事故に基づく低線量被ばくによりどのような健康被害を受けるのか。それは、チェルノブイリ事故周辺で、郡山市と同レベルの放射能汚染地域に焦点をあて、その地域が、チェルノブイリ事故以後、どのような健康被害が発生したかを確認することによって予測することができる。

この分析をおこなったのが今般提出の矢ヶ崎克馬琉球大学名誉教授の意見書3～4頁である(甲49)。彼の分析によれば、ウクライナのルギヌイ地区は郡山市とほぼ同レベルの放射能汚染地域であり、同地区では、甲状腺疾病と甲状腺腫の発生について、チェルノブイリ事故以後、次の状況であると指摘する。

《爆発事故(1986年4月26日)の5年後ないし6年後から甲状腺疾病と甲状腺腫の双方が急増し、9年後の1995年には子ども10人に1人の割合で甲状腺疾病が現れています。がん等の発症率は甲状腺疾病の10%強の割合で発病していて、9年後には1000人中13人程度となっています。実に多数の子どもが罹患しているのです。甲状腺のがん等は通常であれば、10万人当たり数名しか子どもには出ないものですが、異常に高い罹患率を示しています。》(甲49矢ヶ崎意見書4頁4～9行目)

しかも、債権者らが通う学校はいずれも、郡山市の中でもひとときわ高い放射能汚染地域にある。文科省が本年8月30日に公表した「土壌の核種分析結果(セシウム134、137)について」(甲53)記載のデータによれば《郡山市内では118か所の測定を行っていますが、その単純平均値はセシウム137の濃度で99.67(kBq/m²)》(甲49矢ヶ崎意見書3頁7～8行目)。これに対し、債権者らが通う(略)は、上記平均値の5倍の555kBq/m²以上、(略)は上記平均値の2～5倍の185～555kBq/m²の地点のごく近隣に位置する(甲55の2汚染マップ参照)。

すなわち、債権者らが通う学校の地域では、ウクライナのルギヌイ地区で発生した低線量被ばくによる健康被害と少なくとも同程度か、或いはそれ以上の被害の発

生が予測される。

このような異常な甲状腺被害を予想しながら、債権者らをこのまま被ばく環境に置くことは本来、絶対に許されないことである。

(3)、健康被害（その2）

さらにまた、ウクライナ政府の公式報告書（甲62）でも、チェルノブイリ事故により次のような深刻な健康被害の発生が報告されている。

《子どもと若者と大人に対する放射性ヨウ素フォールアウト（放射性降下物）レベルと甲状腺がん数の関係が初めて示されました。これから数年間甲状腺がんの数が増加することが予想されています。》（甲62の1。69頁下から3～末行）

そこで示された図5.2から、子どもと若者の甲状腺癌が事故後20年間に著増していることが読み取ることができる。

《子ども人口の健康状態の持続的な悪化は、チェルノブイリ災害による医学的影響によるものです。

チェルノブイリ事故の影響を受けた0~14歳の子どもの健康状態の統計データによって、事故後の数年間にわたって彼らの罹患率が1987年の455.4%から2003年の1,367.2%へと次第に増加していることが分かります。非腫瘍性疾患も同様に増加している傾向があります（図5.1.11）（甲62の2.79頁1～6行目）

《被曝した子どもたちの中の健康な子の割合は減少しています（1986～1987年の27.5%から2003年の7.2%）。一方で、被曝して慢性疾患を抱えた子どもたちの割合は増加しています（1986～1987年の8.4%から2003年の77.8%）。その中で身体障害児の数はウクライナの平均人口レベルを4の倍数で超えています。最も懸念される変化は、強い甲状腺被曝をした青年たちと子宮内で被曝した青年たちに見られます。彼らの中の健康な青年の割合は3%以下に過ぎません。》（甲62の2.79頁下から11～6行目）

(4)、避難基準

チェルノブイリ事故においてソ連政府は、放射性セシウムによる土壤汚染の程度に応じて、住民避難の基準を定めた。

この考え方を、福島原発事故、より具体的には債権者らが通う学校に当てはめたらどうなるか。

ア、まず、チェルノブイリ事故においてソ連政府が示した住民避難の基準とその内容は次の通りである（その詳細は、オレグ・ナスビットと今中哲二「ウクライナでの事故への法的取り組み」³参照）

- 1．避難（特別規制地域）：土壤汚染密度の定義なし。
- 2．移住義務地域：55万5000ベクレル/m²（15キュリー/km²）以上。
- 3．移住権利地域：18万5000～55万5000ベクレル/m²（5～15キュリー/km²）
- 4．放射能管理強化地域：3万7000～18万5000ベクレル/m²（1～5キュリー/km²）

イ、次に、債権者らの通う学校の放射性セシウムによる土壤汚染は、上記「土壤の核種分析結果(セシウム134、137)について」(甲53)記載の測定地点と測定濃度によれば、

。(略)

セシウム55万5000ベクレル/m²以上の測定地点の近隣にある（測定地点と債権者らが通う学校を図で示したものが甲55の2の汚染マップ参照）

。(略)

セシウム18万5000～55万5000ベクレル/m²の測定地点の近隣にある（甲55の2の汚染マップ参照）

。(略)

セシウム3万7000～18万5000ベクレル/m²の測定地点の近隣にある（甲55の2の汚染マップ参照）

その結果、債権者らの通う学校は、チェルノブイリ事故における住民避難の基準

に当てはめると、次のようになる。

。(略)は住民に移住義務がある移住義務地域に該当する。

。(略)は住民に移住権がある移住権利地域に該当する。

。(略)は放射能管理強化の放射能管理強化地域に該当する。

周知のとおりソ連政府は国民の人権保障に極めて冷淡であったから、ソ連政府が出した住民避難基準は十分とは言えず、本来であればもっと厳しい基準でなければならぬ。その不十分な住民避難基準に照らしてさえも、債権者らの通う学校の殆どは「移住義務地域」か「移住権利地域」に該当する。人権保障を基本原理とする我が国において、債権者らをこのまま被ばく環境に置くことは本来、絶対に許されないことである。

3、アルファ線、ベータ線を発射する核種（放射性物質）の放出と汚染

(1)、放出源でのプルトニウムやストロンチウムの大量放出

内部被ばくにとって最も危険な放射性物質はアルファ線を出す物質であり、ついでベータ線を出す物質である（甲49矢ヶ崎意見書8～9頁）。しかし、普段、我々が耳にするのは半減期の短いヨウ素やセシウムであるが、福島原発事故で発電所から放出された放射性物質はこれにとどまらず、《アルファ線を出し、エネルギー量も大きく、かつなかなか体内から出て行かない》（甲56.19頁3段目）プルトニウム238・239・240・241（半減期は14.4～2万4065年）や、《体内に入ると骨に沈着しやすく 入ったら最後きわめて頑強に骨にへばりついている》（甲57.169～170頁）ベータ線を出すストロンチウム89・90（半減期は50.5日と29.1年）といった内部被ばくにとって極めて危険な放射性物質も存在する。

これを明らかにしたのが、当時全く報道されなかった6月6日、原子力安全・保安院公表の「東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故に係る1号機、2号機

³ <http://www.rri.kyoto-u.ac.jp/NSRG/Chernobyl/saigai/Nas95-J.html>

及び3号機の炉心の状態に関する評価について」(甲58)のデータである。これは、事故直後から3号機が爆発した後の3月16日(と思われる)までに、1号機、2号機及び3号機の合計で、どれだけの放射性物質が大気中に放出されたかの試算したものである。これによれば、放出された放射性物質は全部で31種類であり、その中に、次に示す量のプルトニウムとストロンチウムが放出されたことになる。

核種	放出量(ベクレル)	半減期	主な放射線
プルトニウム238	190億	87.7年	アルファ線
プルトニウム240	32億	6537年	同上
プルトニウム239	32億	2万4065年	同上
プルトニウム241	1兆2000億	14.4年	同上
ストロンチウム89	2000兆	50.5日	ベータ線
ストロンチウム90	140兆	29.1年	同上

(甲56.アエラ2011年6月27日号『放射能「凶悪度」ランキング』を参考)

これが何を意味するか 専門家は次のようにコメントする。

.「このリストで、私がより心配になったのは、内部被曝すると骨の中心にまで入り込んでしまうストロンチウムです。これまでいろんな研究者が土壌調査などを行った結果を見て、さほどストロンチウムは放出されていないと安心していました。しかし、試算値を見るとまったく安心できない。セシウムに比べてストロンチウムは100分の1程度の量ですが、その危険性はセシウムの300倍と主張する科学者もいます」(神戸大学大学院海事科学研究科・山内知也教授。甲59. 2011年09月06日(火) 週刊現代『公開された資料で判明報じられなかったプルトニウム「大量放出」の事実』)

.「線を出すものやエネルギーが高いものでも、体内に入っただけで排出されれば影響は少ない。やはり怖いのは、一度体内に入ったらなかなか出ていかないものです」(日本アイソトープ協会医療連携室・中村佳代子室長。甲56.アエラ2011年6月27日号「放射能『凶悪度』ランキング」19頁3段目)

そして、これらの条件をすべて兼ね備えているのが今回「大量放出」されたプル

トニウムである。

。「(原子力安全・保安院は6月6日の発表で) プルトニウムやストロンチウムが大量に放出されていることくらいは警告すべきだったと思います」(放射化学専門の古川路明名古屋大学名誉教授。甲59)

。セシウム 137 について、「広島原爆の 150 発分が放出されたことになる」(京都大学原子炉実験所の小出裕章助教。甲59)

(2)、汚染先でのプルトニウムやストロンチウムの検出状況

福島原子力発電所で大量放出されたプルトニウムやストロンチウムはどこに行ったのか。

本年4月12日、文部科学省は、福島県で3月16、17日、19日に採取した土壌と葉物野菜からストロンチウム89と90を検出したと発表したが、以後、(海や原子力発電所敷地内は除いて)福島県内について検出の情報はない。

しかし、これは不可解である。通常、セシウムが検出されるときにはその一定割合でストロンチウムが検出されるが、その後もセシウムは検出されているのに、ストロンチウムだけ検出されない筈はないからである。真実は、その後、福島県内で、きちんとストロンチウムの検査を実施していない可能性が高い。

また、このときストロンチウム89は最大で土壌1キロあたり260ベクレル、ストロンチウム90は最大で土壌1キロあたり32ベクレルで、セシウム137に比べ約1千分の1以下の量だったことについて、専門家と称する人たちは「今回の数値はかなり低い。農作物に吸収される割合はセシウムより高いが、この程度の値なら、問題ないだろう」(農業環境技術研究所の谷山一郎研究コーディネータ。2011年4月12日朝日新聞ネット版)というコメントを寄せている。しかし、これこそ内部被ばくの桁違いの危険性に目をつむった非科学的見解というほかない。

結論として、福島県内の土壌と野菜にはストロンチウム89と90で汚染されている可能性が極めて高く、3月11日以後も「地産地消」を変更せずに学校給食を実施した郡山市をはじめ福島県内の子供たちは、学校給食でストロンチウムで汚染

されている野菜を食べ、摂取したストロンチウムによる内部被ばくの危険にさらされている可能性が高い。

4、外部被ばく（3月11日以来現在まで）

申立書で記載したように、債権者らが通う7つの学校では、福島原発事故発生時から平成24年3月11日までの1年間の積算線量が12.7mSvから24mSvにも達する（19～20頁）。しかも、次のとおり、子供たちが受ける外部被ばくは、この数字以上に深刻である。

(1)、外部被ばくの実際の積算値

ア、本年3月12日から5月25日までの積算値

申立書では、債権者らが通う学校の放射線量の積算値を算定するための出発点として《「郡山市豊田町」における本年3月12日から5月25日までの75日間の放射線量の積算値は2.9ミリシーベルトであり（甲2。2頁地点番号89）》（18頁）に求めた。しかし、「郡山市豊田町」で空中線量の測定を開始したのは4月3日からであり、最も空中線量の値が高かった3月の間は浪江町のデータから推計したものである。これに対し、「郡山市豊田町」から東約1133mにある郡山合同庁舎は、3月14日から空中線量の測定をしているので、この地点での値を積算すると、8時間外、16時間屋内にいたと仮定して、本年3月12日から5月25日までの積算値は、3.355～3.57mSvとなる（その計算の詳細は、甲54。報告書(2)参照）。

その結果、債権者らの通う学校の3月12日から5月25日までの積算値も、申立書に記載の《2.9mSvの最小で1.3倍、最大で2.3倍高い》（19頁3行目）ではなく、

《3.355～3.57mSvの最小で1.3倍、最大で2.3倍高い》と訂正すべきである。具体的な値で言えば、4.3615～8.211mSvとなる。

すなわち、債権者らは、外部被ばくだけで、なおかつ積算にあたって木造家屋

内の低減係数を0.6とし不当に低い数値を導く計算方法によったとしても、事故直後から75日間だけで既に年間許容量(1mSv)の約4.4倍から8.2倍も被ばくしていることになる。

イ、本年3月12日から8月31日までの積算値

さらに、郡山合同庁舎で、8時間外、16時間屋内にいたと仮定

して、本年3月12日から8月31日までの空中線量の積算値を計算すると、5.412~5.6268mSvとなる(その計算の詳細は、甲54.報告書(2)参照)

その結果、債権者らの通う学校の3月12日から8月31日までの積算値は、《5.412~5.6268mSvの最小で1.3倍、最大で2.3倍高い》すなわち、7.0356~12.94164mSvとなる。

すなわち、債権者らは、外部被ばくだけで、なおかつ積算にあたって木造家屋内の低減係数を0.6とし不当に低い数値を導く計算方法によったとしても、事故直後から8月末日までに年間許容量(1mSv)の約7倍から13倍も被ばくしていることになる。

(2)、ヨウ素による発ガン

ア、本年4月29日、小佐古敏荘内閣官房参与は、涙の記者会見を行い、辞意表明文書を公開した。その文書内で、小佐古氏は、「文科省、原子力安全委の不適切な初動により、緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム(SPEEDI)の運用による放射性物質の拡散予測結果の活用が十分にされず、余分な被ばくを住民に与えるなどの事態を招いている。」と指摘した上、「初期のプルームのサブマージョンに基づく甲状腺の被ばくによる等価線量、とりわけ小児の甲状腺の等価線量については、その数値を20、30km圏の近傍のみならず、福島県全域、茨城県、栃木県、群馬県、他の関東、東北の全域にわたって、隠さず迅速に公開すべきである。さらに、文部科学省所管の日本原子力研究開発機構によるWSPEEDIシステム(数10kmから数1000kmの広域をカバーできるシステム)のデータを隠さず開示し、福島県、茨城県、栃木県、群馬県のみならず、関東、東北全

域の、公衆の甲状腺等価線量、並びに実効線量を隠さず国民に開示すべきである。」と主張した。ここに、「プリューム」とは、「気体状（ガス状あるいは粒子状）の放射性物質が大気とともに煙突からの煙のように流れる状態」、すなわち「放射性雲」のことを意味し、「サブマージョン」とは、「人が放射性的の気体に囲まれる場合に、吸入により身体組織に放射性物質が集積することによる線量よりも、体外又は肺の中の放射性気体からの線量の方がはるかに大きくなる核種、例えば、放射性希ガス⁴」を意味する（「電離放射線障害防止規則第3条第3項並びに第8条第6項及び第9条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める限度及び方法を定める件の一部を改正する件の適用及び電離放射線障害防止規則第8条第4項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める方法を定める件の廃止について」（平成13年3月30日厚生労働省労働基準局長の都道府県労働局長宛通知（基発第254号）参照）。

イ、財団法人日本分析センターによって公開されている「日本分析センターにおける空間放射線量率と希ガス濃度調査結果」には、図内にて、3月15日、16日、21日に空間線量の急激な上昇があったことが示されている。また、「3月15日の空間放射線量率の上昇は、キセノン133(Xe-133)によるものであることがわかります。」と分析されている。本件事故前のキセノン133の濃度は、0.001 Bq/m³であり、3月14日から3月22日まで採取した大気の実測によるキセノン133の濃度は、1300 Bq/m³であるから、その濃度は、130万倍に達したことになる。

ウ、原子力安全・保安院が本年6月6日に公表した「東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故に係る1号機、2号機及び3号機の炉心の状態に関する評価について」(甲58)によれば、解析対象期間（事故発生時から3月16日までと思われる。）における放射性物質の放出量の試算値は、キセノン133が1100京ベクレル、ヨウ素131が16京ベクレル、セシウム134が1.8京ベクレル、セシウム

⁴ 「放射性希ガス」とは、He：ヘリウム、Ne：ネオン、Ar：アルゴン、Kr：クリプトン、Xe：キセノン、Rn：ラドンのうち、放射能をもつものをいう。

ム 137 が 1.5 京ベクレルとされている。これに対し、チェルノブイリ原発事故における放出量は、キセノン 133 が 650 京ベクレル、ヨウ素 131 が 176 京ベクレル、セシウム 134 が 4.7 京ベクレル、セシウム 137 が 8.5 京ベクレルである（UNSCEAR 2008 年の報告書）。すなわち、福島原発事故によって、チェルノブイリ原発事故の 2 倍量に相当するキセノン 133 が放出されたのである。

エ、平成 14 年に原子力安全委員会及び原子力施設等防災専門部会が定めた「原子力災害時における安定ヨウ素剤予防服用の考え方について」によると、「原子力災害時において、主として希ガスによる外部被ばく、放射性ヨウ素による内部被曝によって人体に影響を与える」「甲状腺への放射線の影響は、外部被ばくによる場合と甲状腺に取り込まれた放射性ヨウ素の内部被ばくによる場合がある」等と記載されており（2 頁）甲状腺の被ばくは、ヨウ素 131 による内部被ばくだけでなく、放射性希ガスによる外部被ばくが重要であることがうかがわれる。

オ、しかるに、政府は、福島原発事故によって、放射性希ガスが大量に放出されたにもかかわらず、いまだに放射性希ガスによる甲状腺外部被ばくを無視し続けており、小佐古氏が涙で訴えた「初期のプルームのサブマージョンに基づく甲状腺の被ばくによる等価線量、とりわけ小児の甲状腺の等価線量」を公開していない。

カ、なお、本年 8 月 27 日に埼玉県で開かれた放射線事故医療研究会で、鈴木元国際医療福祉大クリニック院長が「当時の周辺住民の外部被曝の検査結果などを振り返ると、安定ヨウ素剤を最低 1 回は飲むべきだった。3 月 17、18 日に福島県で実施された住民の外部被曝検査の数値から内部被曝による甲状腺への影響を計算すると、少なくとも 4 割が安定ヨウ素剤を飲む基準を超えていた恐れがある」と指摘した（甲 61 朝日新聞記事）。債権者らは、安定ヨウ素剤の投与を受けなかった。

(3)、小括

以上のとおり、債権者らがすでに受けている外部被ばくだけでも、質量いずれにおいても、年間積算線量 12.7 mSv から 24 mSv という数値だけでは測れない深刻さを持つのである。

5、終わりに 債務者の答弁書について

債務者は、答弁書において、債務者が文科省の指針にしたがい、学校における被ばく線量低減化のための措置を講じてきたことを主張している（7頁(3)）。債権者らとしても、債務者が、子供たちのために、福島県内の他の市町村に先立って校庭の除染等の措置に取り組んできたことを十分理解している。しかし、この未曾有の人災はもはや校庭や通学路の除染措置だけでは子供たちが受ける健康被害のリスクを回避することはできない。

疎開を求める債権者らの本件申立てが認容されれば、債務者としては、申立外の児童、生徒たちのうちの希望者についても同様の措置をとる必要に迫られることが予想され、これを実現するためには、疎開先の選定、学校設備や宿泊先の確保、教員の労働条件の確保、そのための予算措置等、多くの困難が生じるであろうことは容易に予想され、実質的には、文科省（国）や他の地方自治体の強力な支援を得るものでなければ、債務者だけの力で実現できるものではないだろう。しかし、子供たちの健康被害のリスクをこれ以上深刻化させないためには、まず、子供たちに対して直接に教育の義務を負担している債務者が、子供たちを疎開させるという決断をし、文科省（国）や他の地方自治体に支援を求め、必要な費用は福島原発事故に加害責任を負う東京電力と国（文科省）に負担を求める等、その実現に向かって知恵を絞っていただくしかないのである。もし債務者がそこまで国の方針に従うというのであれば、何よりもまず、国が福島原発事故に加害責任を負う者として取るべき指針（被害者救済の最優先）にこそ従っていただきたい。

債務者と対立するのは決して債権者の本意ではない。子供たちの健康な未来を願う点で学校も保護者も同様であり、今こそ、同じ方向を向いてこの問題の真の解決に取り組んでいきたい。

以上